記載台帳総括表

氏名又は名称	特別国際種事業者番号
 は引渡しの業務を行うための施設の名称	譲渡し又に
对象期間 対象期間	

取引がなかった場合、在庫がない場合は、右欄に〇をしてください。 取引なし 在庫なし

				、		取りなし 仕埋なし
	商品名		期首在庫	譲受け (仕入れ)	譲渡し (売上)	期末在庫
01	印章	本 · 個				
021	装身具	個				
022	装身具の玉	個				
03	調度品	個				
04	文房具	個				
05	喫煙具	個				
06	仏具	個				
07	楽器	個				
08	食卓用具	個				
09	茶道具	個				
10	室内娯楽用具	個				
11	日用雑貨	個				
12	その他	個				
13	原材料等	kg				

【商品分類】

商品番号	商品名	単位
01 印章	印章、印材	本/個
021 装身具	ネックレス、イアリング、ブレスレット、帯留等	個
022 装身具の玉	ネックレスの玉	個
03 調度品	置物、根付、印籠、香炉等	個
04 文房具	文房具、ペーパーナイフ、算盤、万年筆等	個
05 喫煙具	喫煙具、パイプ、ライター、煙草入れ等	個
06 仏具	数珠(念珠)、袈裟玉、念珠玉等	個
07 楽器	撥、糸巻、琴柱、琴爪、鍵盤、駒等	個
08 食卓用具	箸、楊枝、箸置き、ナイフ、フォーク等	個
09 茶道具	なつめ、茶杓、茶筒、茶入れ、茶蓋等	個
10 室内娯楽用具	麻雀パイ、ビリヤード玉等	個
11 日用雑貨	靴べら、印鑑ケース、紐根付、耳かき等	個
12 その他	軸先等	個
13 原材料	カットピース、端材、半製品、牙先等	kg

[※]象牙の一本牙の報告は必要ございません。

特別国際種事業者番号	氏名又は名称
譲渡し又は引渡しの業務を行うため	めの施設の名称

年月日	取引先 (仕入れ先又 は売上げ先)	取 5 譲受け・引取り (仕入)	説 量 譲渡し・引渡し (売上)	在庫量	標章の有無	登録票 の番号	管理票 の番号	原材料となった商 品番号または製造 した 商 品 番 号
期首在庫又は		(11.X)	(元工)					
期首在庫又は 前項繰越				※必ず記入				
合計				※必ず記入				

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 管理票が付されている場合は、「管理票の番号」欄にその番号を記載すること。
- 3 業務を行う施設等が複数ある場合は、施設毎に本紙を作成し、「譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称」欄に当該施設の名称を記載すること。
- 4 取引先欄は、「様式第5別紙1 取引先一覧表」の番号を記載すること。 ただし、材料から製品を製造する場合または象牙製品等を解体して別の製品を製造する場合(自己消費)は「9999」と記載すること。 売上先(譲渡し・引渡し先)が個人(一般消費者)の場合は「9000」と記載すること。

取引先が自社内の別の施設である場合も記載すること。

⁵ 取引量及び在庫量は、目次にある商品の単位で記載すること。なお、原材料は「kg」単位で、小数点第2位まで記載すること。

特別国際種事業者 取引先一覧表

氏名又は名称:	
特別国際種事業者番号:	
特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の	名称:

No	取引先の氏名又は名称及び 法人にあっては代表者の氏 名	取引先の 事業者番号	取引先の住所 (※事業者番号の記載がある場合は省略可。)	取引先の電話番号 (※事業者番号の記載がある場合は省略可。)
例	カスミ象牙産業(株)新橋支店	13579	東京都港区東新橋○−○−○○	03-ΔΔΔΔ-0000
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 業務を行う施設等が複数ある場合は、施設毎に本紙を作成し「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称」欄に当該施設の名称を記載すること。 3 No欄は連番で記載すること。

盗難•紛失報告書

	提出日:
特別国際種事業者番号:	
氏名又は名称:	·
施設名称:	

下記のような事案が発生しましたので報告いたします。

1 発生事案	盗難	紛失	該当する方を囲む
2 発生日時			詳細な日時を特定することが困難な 場合は、事実を確認した日時
3 該当場所			具体的に記載
4 該当製品	製品名	製品番号	製品名および製品番号
5 数量(重量)			カットピース等原材料の場合は重量を記載
6 保管状況			具体的に記載
7 盗難・紛失である 7 と判断した要因			具体的に記載

^{※1} この報告書を提出された場合は、その事実をワシントン条約事務局に通知する必要があることから、近隣の経済産業局にて詳細を直接聴取させていただきますので、ご了承ください。

^{※2} 盗難の場合は、警察に提出した盗難届の写しを添付してください。